

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成二十七年七月十日

岡山県規則第四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年岡山県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一に規定する規則で定める事務)

第二条 条例別表第一の一の項に規定する規則で定める事務は、私立高等学校納付金減免補助金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第一の二の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給を受けるための証明書(次号及び第三号において「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」という。)の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

三 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る有効期間の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

3 条例別表第一の三の項に規定する規則で定める事務は、岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第四十八号)に基づく受講料の減免の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第一の四の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)に基づくものを除く。)に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査又は当該資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(平三〇規則五六・全改、令二規則七〇・令四規則五〇・令六規則三五・令七規則五三・令七規則七五・一部改正)

(条例別表第二に規定する規則で定める事務及び情報)

第三条 条例別表第二の一の項に規定する規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。)第七十一条に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第一項の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する情報とする。

2 条例別表第二の二の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第七十条第一号に掲げる事務 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二 省令第七十条第二号に掲げる事務 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

3 条例別表第二の三の項に規定する規則で定める事務は、私立高等学校納付金減免補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請に係る事業の対象となる生徒に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

4 条例別表第二の四の項に規定する規則で定める事務は、省令第七十一条に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

5 条例別表第二の五の項に規定する規則で定める事務は、省令第七十一条に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

- 6 条例別表第二の六の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 省令第七十条第一号に掲げる事務 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
 - 二 省令第七十条第二号に掲げる事務 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
- 7 条例別表第二の七の項に規定する規則で定める事務は、岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第二の八の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定(特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。)に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該資料を提出する者に係る同法第二条第一項の規定による経費の支弁に関する情報とする。
- (平三〇規則五六・全改、令四規則五〇・令六規則三五・令七規則七五・一部改正)
(条例別表第三に規定する規則で定める事務及び情報)
- 第四条 条例別表第三の一の項に規定する規則で定める事務は、省令第二百二十七条各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、同条第一号に規定する要支援者等に係る次に掲げる情報とする。
- 一 就学奨励費関係情報であって規則で定めるものは、省令第二百二十七条第一号ノに掲げる情報
 - 二 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものは、省令第二百二十七条第一号オに掲げる情報
- 2 条例別表第三の二の項に規定する規則で定める事務は、省令第四十四条各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、同条第一号に規定する要保護者等に係る次に掲げる情報とする。
- 一 就学奨励費関係情報であって規則で定めるものは、省令第四十四条第一号ノに掲げる情報
 - 二 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものは、省令第四十四条第一号オに掲げる情報
- 3 条例別表第三の二の二の項に規定する規則で定める事務は、省令第六十三号各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、同条第一号に規定する要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報とする。
- 一 就学奨励費関係情報であって規則で定めるものは、省令第六十三号第一号ノに掲げる情報
 - 二 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものは、省令第六十三号第一号オに掲げる情報
- 4 条例別表第三の二の三の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 省令第五十三条第一号に掲げる事務 次に掲げる情報
 - イ 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第五十三条第一号イに掲げる情報
 - ロ 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第五十三条第一号ロに掲げる情報
 - 二 省令第五十三条第二号に掲げる事務 次に掲げる情報
 - イ 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第五十三条第二号イに掲げる情報
 - ロ 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第五十三条第二号ロに掲げる情報
- 5 条例別表第三の三の項に規定する規則で定める事務は、省令第六十一条第二号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、同条第一号に規定する保護者等に係る次に掲げる情報とする。
- 一 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第六十一条第二号イに掲げる情報
 - 二 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第六十一条第二号ロに掲げる情報
- 6 条例別表第三の四の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定(特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。)に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、省令第六十一条第一号に規定する保護者等に係る次に掲げる

情報とする。

一 生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第六十一条第二号イに掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第六十一条第二号ロに掲げる情報

7 条例別表第三の五の項に規定する規則で定める事務は、省令第六十五条に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第六十五条第一号に掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第六十五条第二号に掲げる情報

(平三〇規則五六・追加、令元規則五九・令四規則五〇・令六規則三五・令七規則七五・一部改正)

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第五六号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第七〇号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和四年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年規則第三五号)

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

附 則(令和七年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年規則第七五号)

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和七年条例第百八号)の施行の日から施行する。